平成２４年（再ロ）第２号
鳥取県東伯郡北栄町大島894番地
再生債務者　福木　基裕
1　決定年月日時　平成24年９月３日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年10月１日まで
4　一般異議申述期間　平成24年10月15日から平成24年11月５日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２４年（再ロ）第８号
広島市西区高須２丁目４番32号
再生債務者　杉田　欣也
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年10月１日まで
4　一般異議申述期間　平成24年10月９日から平成24年10月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第２号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩546番地19
再生債務者　石川　　明
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年８月22日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年９月25日まで
平成24年９月４日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２４年（再ロ）第２号
新潟県西蒲原郡弥彦村美山270番地４
再生債務者　長井　　実
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年８月21日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年９月25日まで
平成24年９月４日　　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（再ロ）第９号
兵庫県尼崎市西難波町３丁目９番11号
再生債務者　福永　　誠
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年９月３日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年９月25日まで
平成24年９月４日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２４年（再ロ）第４号
千葉県松戸市大谷口113番地の１　ライオンズガーデン新松戸104号
再生債務者　三膳　富男
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年８月29日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年９月28日まで
平成24年８月31日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（再ロ）第３号
埼玉県川越市南台３丁目９番地７　ダイアパレス川越南台304号室
再生債務者　玉川　琢二
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年８月28日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年10月１日まで
平成24年８月31日
さいたま地方裁判所川越支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第１０１６６号
東京都葛飾区小菅１―36―４―839
再生債務者　飯沼　智之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年７月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年９月３日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第１００１９号
東京都立川市一番町６―19―11
再生債務者　野崎　正明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年７月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年９月３日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第１０１３７号
東京都世田谷区千歳台５―６―22
再生債務者　坂爪　　寛
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年９月３日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第１号
鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬933番地５
再生債務者　新井　正人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年９月３日　鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２４年（再ロ）第３１号
大阪府枚方市杉山手３丁目31番８号
再生債務者　久谷　良貴
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年９月３日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第４号
鳥取県日野郡日野町安原470番地
再生債務者　瀬田　一志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年９月４日　鳥取地方裁判所米子支部

平成23年度参議院共済組合の決算に関する公告

平成 24 年９月 12 日
東京都千代田区永田町１－７－１
参議院共済組合

１．短期経理

貸借対照表の要旨
（平成24年３月31日現在）　（単位：千円）

借　方	金　額	貸　方	金　額
流動資産	528,335	流動負債	20,317
		固定負債	54,001
		剰余金	454,017
合　計	528,335	合　計	528,335

損益計算書の要旨
（自　平成23年４月１日　至　平成24年３月31日）　（単位：千円）

損　失	金　額	利　益	金　額
経常費用	686,676	経常収益	691,648
特別損失	1	特別利益	6
当期利益金	4,977		
合　計	691,654	合　計	691,654

２．業務経理

貸借対照表の要旨
（平成24年３月31日現在）　（単位：千円）

借　方	金　額	貸　方	金　額
流動資産	15,633	流動負債	1,309
固定資産	2,099	剰余金	16,423
合　計	17,732	合　計	17,732

損益計算書の要旨
（自　平成23年４月１日　至　平成24年３月31日）　（単位：千円）

損　失	金　額	利　益	金　額
経常費用	2,948	経常収益	4,084
当期利益金	1,136		
合　計	4,084	合　計	4,084

３．保健経理

貸借対照表の要旨
（平成24年３月31日現在）　（単位：千円）

借　方	金　額	貸　方	金　額
流動資産	168,700	流動負債	2,826
固定資産	344	剰余金	166,218
合　計	169,044	合　計	169,044